

ご契約者様逝去時 代理人提出用 契約解除申込書

ご契約者様が逝去された場合の解約手続きは、原則として二親等以内のご親族からのお申し出に限り受け付けています。2枚目の注意事項をご確認いただき、下記書類のご準備と必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

解約希望の契約情報

契約ID			記入日(西暦)
フリガナ			年 月 日
契約者氏名	姓	名	
生年月日	年	月	日

解約希望の契約情報

フリガナ			印
申告者氏名	姓	名	
申告者住所	【〒 - 】 都道 区群 府県 市		
連絡先電話番号			
メールアドレス	@		
生年月日	西暦	年 月 日	続柄

- 関連するオプションサービスについても解約を行います
- Nメールサービスをご利用いただいている場合、メールボックス内のデータについて解約時に削除します。  
(データバックアップを必要とする場合は右にレを入れてください: )

【お手続きの前にお読みください】

「解約」とは、NNMInternet サービスの利用権が消滅することを言います。

1. 変更手続きの都合上、書面受領後から手続き完了までお時間を頂戴する可能性があります。
2. 利用可能期間中の料金(月額基本料、オプション料等)は発生いたします。なお、解約の際には契約解除料は必要ありません。
3. 解約後に再び新規契約されても解約前の利用期間は引き継ぎません。
4. 解約時まで発生した料金はお支払いの義務がございます。
5. 解約手続きの完了後またはご提出書類に不備があった場合は、ご申告者様にご連絡いたします。
6. 逝去解約のお手続きは、原則二親等以内の方または高齢者等終身サポート事業者の方からのお申し出に限り受け付けております。二親等以内の方がない場合は、弁護士など代理人による申請を受け付けます。高齢者等終身サポート事業者の方は、法人登記簿および逝去に伴う携帯電話の解約の委託事務ができる旨を逝去人と結んだことが確認できる契約書も同封してください。
7. 相続放棄人からの申請は受け付けられません。